

(意見書案第5号)

国の地方公務員給与削減に関する意見書

政府は、平成25年度地方財政対策などにおいて、国家公務員の給与減額支給措置に倣い、地方公務員の給与の削減を求めるとともに、地方交付税の削減を決定した。

地方公務員の給与は、地域の実情やこれまでの給与削減経過などを総合的に勘案し、それぞれの地方公共団体に主体的に決定するものである。

また、地方交付税は、地方税とともに地方公共団体が国民や地域住民に提供する行政サービスの根幹を支える地方固有の財源である。

このことから、国の今回の措置は、地方公共団体の運営に関しては条例によって決定するという、自主決定権を否定することにもつながり、地方自治の本旨に照らし極めて不適切なものである。

今回の措置は、これまで地方公共団体が断行してきた職員定数の削減や諸手当を含めた総人件費の削減など、長い間の独自の取り組みの成果を顧みることなく決定されたものである。

道内の市町村においては、このような削減によって、少なからず地域経済に影響を与えてきたところであるが、今回の措置により、さらにその影響が拡大することが危惧されるものである。

地方公共団体がこれまで取り組んできた行財政改革をしんしゃくすることなく、広く税財源などについて十分な協議がなされないまま、一方的な指標、数値を用いて、短期間に削減方針を決定したことは、これまで築き上げてきた国と地方の信頼関係を大きく損なうもので、到底容認できないものである。

よって、国においては、以下の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体が独自に自主的に条例をつくって決定するという地方自治法の原則を守ること。
- 2 地方公務員給与削減の実施を前提としている地方交付税の削減をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣

} 宛